## ● 許可申請に必要な書類

BI -J T-BHICE	必要な書類		X	分	
書類の名称	附属書類	内 容 等	宅地造成 特定盛土	土石の堆積	備考
1.許可申請書		・申請者、工事の概要 等を記載	要	要	(省令第 7 条第 1 項)
2.設計者資格証明書	字業証明書 実務経歴証明書 資格、免許等の写し	<ul><li>・高さが 5mを超える擁 壁の設置</li><li>・盛土又は切土をする 土地の面積が 1,500 ㎡を超える土地におけ る排水施設の設置</li></ul>	左記の設 計をすると きは要	左記の設 計をすると きは要	設計者の資格は、「3 -3 資格を有する者 の設計対象、設計者 資格」を参照のこと
		・擁壁又は崖面崩壊防 止施設の概要(注 1) ・構造計画、応力算定 及び断面算定	備考に該 当する場 合は要	備考に該 当する場 合は要	・鉄筋コンクリート造、 無筋コンクリート造の擁 壁を設置する場合 (省令第7条第1項 第2号) ・崖面崩壊防止施設の 場合 (政令第14条、省令 第31条)
3.構造計算書		・措置の概要、構造計 画、応力算定及び断 面計算等	_	備考に該 当する場 合は要	・土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が 10分の1以下であるものに限る。)を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置等する場合(省令第7条第2項第2号、第32条)
			-	備考に該 当する場 合は要	・堆積した土石の周囲 にその高さを超える鋼 矢板等の設置措置を 講ずる場合 (省令第7条第2項 第3号、第34条第1 項第1号)

			区	分	
書類の名称	附属書類	内容等		土石の堆 積	備考
4.地盤、崖面及 び渓流等におけ る盛土の安定計 算書		・土質試験その他の調査・試験に基づく安定計算書	備考に該 当する場 合は要	_	<ul> <li>・災害の生じるおそれが特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合(省令第7条第1項第3号)</li> <li>・崖面を擁壁で覆わない場合(省令第7条第1項第4号)</li> </ul>
		・盛土の安定計算書	備考に該 当する場 合は要	備考に該 当する場 合は要	・渓流等において盛土をする場合
	許認可等の写し	・他の法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類	要	要	
5.その他審査に 必要な書類	委任状	・正本副本それぞれ申 請者は実印朱肉で捺 印又は自署、代理人は 朱肉で捺印 ・実印の場合は印鑑証 明書、自署の場合は住 民票を添付	備考に該 当する場 合は要	備考に該 当する場 合は要	・代理人が申請手続を 行う場合 ・印鑑証明書・住民票 は受付日より3ヶ月以 内のもの(市町村経 由する場合、市町村受 付日より)
必要な書類	土地·工作物登 記事項証明書	・宅地造成、特定盛土 等及び土石の堆積に 関する工事の施行区 域内の土地・工作物登 記事項証明書	要	要	受付日より 3 ヶ月以内 のもの(市町村経由す る場合、市町村受付 日より)(細則第6条 第6号)
	大臣認定擁壁	・認定書 ・計画条件が認定条件 を満足していることが分 かる書類	当該擁壁 を使用する 場合は要	当該擁壁 を使用する 場合は要	(政令第 17 条)

書類の名称	附属書類	内 容 等	区 宅地造成 特定盛土 等	分 土石の堆 積	備考
5.その他審査に必要な書類	工事主の資力・信用に関する書類	〈共通事)・資金金・金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	要	要	(省令第7条第1項 第7号~第9号、細 則第6条第2号、第 3号)
	工事施行者の能 力に関する書類	・法人の登記事項 証明書 ・事業経歴書 ・建設業の許可証明書	要	要	(本法第 12 条第 2 項第3号及び第30条 第2項第3号、細則 第6条第4号)

書類の名称	附属書類	内 容 等	区 宅地造成 特定盛土 等	分 土石の堆 積	備考
	申請地及びその 周辺の写真		要	要	(省令第7条第1項 第6号)
	宅地造成、特定 盛土等及び土石 の堆積に関する 工事施行同意 書 (印鑑証明書)	・宅地造成、特定盛土 等及び土石の堆積に 関する工事区域内の 土地またはその土地に ある工作物について、 造成事業の施行の妨 げとなる権利を有する 者の同意を得なければ ならない場合に、それら の者の同意を得たことを 証する書類(同意書、 同意者の印鑑証明、 同意者の資格証明書 (法人の場合))	要	要	妨げとなる権利とは所 有権、地上権、質権、 賃借権、使用貸借によ る権利又はその他の使 用及び収益を目的とす る権利等がある (省令第7条第1項 第10号、細則第6条 第5号)
5.その他審査に必要な書類	住民への周知措置を講じたことを証する書面(注2)	○住民周知の範囲 ・(注 3) の表に示す 範囲 ・(注 3) の表に示す 範囲 ○開催方法毎の必要 書類 〈説明会開催の場合〉・開催の周知等 ・開催の周知等 ・開催をかる資事要び開催結議 事録または開いた。 ・開いたの場合〉・記の表にの場合〉・配の表にのは、 ・配の等 〈掲示及び合〉・掲示をびる合〉・掲示状況の写真 ・閲覧できる。 ・関覧できるい。 ・関覧できるい。 ・関覧できるい。 ・関覧できるい。 ・関いているには、 ・関いには、 ・関いているには、 ・関いには、 ・関いているには、 ・関いているには、 ・関いているには、 ・関いているには、 ・関いているには、 ・関いているには、 ・関いているには、 ・関いているには、 ・関いには、 ・関いているには、 ・関いているには、 ・関いているには、 ・関いには、 ・関いには、 ・関いているには、 ・関いないるには、 ・関いないるは、 ・関いないるは、 ・関いないるは、 ・関いないるは、 ・関いないるは、 ・関いないるは、 ・関いないるは、 ・	要	要	(省令第6条、第7条第11号)・周知事主の内容 ① 名称 ② 工事の内容 ① 名称 ② 工所在地 ③ 工場 一次

			区	分	
書類の名称	附属書類	内 容 等	宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	備考
5.その他審査に 必要な書類	工事主の誓約書 (注4)	・破産手続の決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約・暴力団員との関係を	要	要	
		有しないことの誓約			

- 注 1: 崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象(盛土又は切土を した後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)」が 分かる書類を添付して下さい。
- 注2:次にあげる土地において政令第3条に盛土等を行う場合は、説明会開催が要件となります。
- ・政令第7条第2項第2号に規定する土地(渓流等)

## 注3:

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
<u>盛士の区分</u> ①平地盛士 ②切土	住民への周知を行う範囲の考え方 ・盛土等(切土)の境界(法尻)から盛土等(切土)の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲(※参考図Lの範囲) 《参考図》  は日本の水平型機
③土石の堆積	保全対象との離隔 L L H 切土高
腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離 5h以内の範囲(※参考図Iの範囲) 《参考図》 のリアカン・アカの水平開発 のリアカン・アカの水平開発

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方				
①省令第6条第1項において住民へ	・下流の渓床勾配が2度以上の範囲(※参考図)				
の周知方法を規定する渓流等におけ					
る高さ 15mを超える盛土	《参考図》				
②渓流等における盛土 (①を除く)					
③谷埋め盛土 (①及び②を除く)	渓床勾配2度以上の範囲				
④腹付け盛土のうち、参考図 I の範	- Control of the Cont				
囲に渓流等の渓床が存在するもの					
(①及び②を除く)					

注4:様式は、次の大阪府ホームページで公表しています。 https://www.pref.osaka.lg.jp/~(準備中)

## ● 許可申請に必要な図書

● 許可甲請に	明示すべき事項		X	:分	
図面の名称	内容	縮尺	宅地造成 特定盛土	土石の堆積	備考
1.位置図	・方位、道路及び目標となる 地物	1/10,000 以上	要	要	(省令第7条第1項 第1号)
2.地形図	・方位及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	1/2,500 以上	要	要	等高線は、2mの標高 差を示すものとするこ と。 (省令第7条第1項 第1号)
	・方位及び土地の境界線並びに、盛土(赤色で着色)又は切土(黄色で着色)をする土地の部分・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	要	_	断面図を作成した箇所 に断面図と照合できる ように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置 を行う必要がない場合 は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止 施設及び排水施設に ついては、申請書と照 合できるように番号を 付すること。 (省令第7条第1項 第1号)
3.平面図	・方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	_	要	断面図を作成した箇所 に断面図と照合できる ように記号を付するこ と。 空地、雨水その他の地 表水による堆積した土 石の崩壊を防止するた めの措置及び堆積した 土石の崩壊に伴う土砂 の流出を防止する措置 については、申請書と 照合できるように番号 を付すること。 (省令第7条第2項 第1号)

	明示すべき事項		Z	·分	
図面の名称	内容	縮尺	宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	備考
	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	要	_	高低差の著しい箇所に ついて作成すること。 (省令第7条第1項 第1号)
4.断面図	・土石の堆積を行う土地の地 盤面	1/500 以 上	_	要	申請書の土石の堆積 の最大堆積高さ及び 土石の堆積を行う土地 の最大勾配が照合でき るように断面図を作成 すること。(省令第7 条第2項第1号)
5.排水施設の平 面図	・排水区域の区域界並びに 排水施設の位置、種類、 材料、形状、内のり寸法、 勾配、水の流れの方向、 吐出口の位置及び放流先 の名称	1/500 以 上	要	_	汚水・雨水を区分する こと。 流量計算書及び流域 図を添付すること。 土石の堆積について は、平面図に記載する こと (省令第7条第1項 第1号)
6.崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質 (土質の種類が二以上で あるときは、それぞれの土質 及びその地層の厚さ)、盛 土又は切土をする前の地 盤面並びに崖面の保護の 方法	1/50 以上	要	_	擁壁で覆われる崖面に ついては、土質に関す る事項は示すことを要し ない。 (省令第7条第1項 第1号)
7.擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁 壁の材料の種類及び寸 法、裏込めコンクリートの寸 法、透水層の位置及び寸 法、擁壁を設置する前後 の地盤面、水抜穴の寸法 及び間隔、基礎地盤の土 質並びに基礎ぐいの位置、 材料及び寸法	1/50 以上	要	堆積した 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する 措置等として設置する場合は要	コンクリート擁壁の場合 は構造計算書を添付 のこと。 (省令第7条第1項 第1号)
8.擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位 置、材料、内径、透水層 の位置及び寸法	1/50 以上	要	_	(省令第7条第1項 第1号)

	明示すべき事項		X	分	
図面の名称	内容	縮尺	宅地造成 特定盛土 等	土石の堆 積	備考
9.崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法 及び勾配、崖面崩壊防止 施設の材料の種類及び寸 法、崖面崩壊防止施設を 設置する前後の地盤面、 基礎地盤の土質並びに透 水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	-	(省令第7条第1項 第1号)
10.崖面崩壊防 止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸 法、水抜穴の位置、材料 及び内径並びに透水層の 位置及び寸法	1/50 以上	要	Ι	(省令第7条第1項 第1号)
11.土地の公図の写し	・土地の境界(赤枠で囲むこと) 並びに土地の地番を示すこと。		要	要	謄写者、謄写場所、 謄写年月日を記入す ること。 (細則第6条第7 号)
12.現況地番図	・同上		要	要	所有権者名及び地目 を記入すること。
13.排水施設構造図	・構造詳細図	1/50 以上	要	要	
14.防災計画平面図	・防災工事計画の詳細	1/500 以 上	要	-	
15.防災施設構造図	・同上	1/50 以上	要	_	
16.丈量図	・許可申請に関連のある土地 の全面積、盛土又は切土 をする土地の面積	1/500 以 上	要	要	(細則第6条第1 号)